

# 保険法施行に伴う約款の一部改定のお知らせ

群馬県火災共済協同組合

保険・共済契約に関する基本的なルールとしての、「保険法」が平成22年4月1日に施行されました。これに伴い、当組合では、平成22年4月1日以降に補償を開始する共済契約（更改契約を含みます。）から保険法施行に対応した約款に変更いたしました。なお、保険法の一部の規定は、保険法改正に対応する前の約款にて締結されたご契約にも適用されます。

新約款適用の対象となるご契約	平成22年4月1日以降に締結されたご契約が対象になります。
平成22年3月31日以前に締結されたご契約について	平成22年4月1日以降、まだ更改時期を迎えてないご契約につきましては、平成22年4月1日から満期までの間、 <b>改定3と改定4と改定6</b> は自動的に適用になります。（経過措置）

## 改定1 ■ご契約時の告知ルール(告知義務)の変更

ご契約者や被共済者が重要な事実を当組合へ告知いただく『自主申告義務』から、当組合が求めた『危険に関する重要な事実』のうち、『告知事項』として求めた質問に対してお答えいただく『質問応答義務』へ変わりました。  
共済契約申込書の記載事項で★印が付された項目が『告知事項』となります。

## 改定2 ■ご契約後の通知ルール(通知義務)の変更

ご契約締結後、共済掛金の変更が必要な危険増加が生じた場合、遅滞なく当組合にご通知いただく事項を明確にしました。共済契約申込書や共済契約証書の記載事項で☆印が付された項目が『通知事項』となります。

## 改定3 ■共済金のお支払い期限が明確化されます。

共済金をお支払いするにあたっては、事実確認のために特別な照会や調査が必要となる場合がありますが、改定前のお取扱いでは共済金のお支払い期限が明確に定められていませんでした。適正なお支払いを実現するべく、改定後のお取扱いでは、標準的な共済金のお支払い期限を30日としたうえで、当組合が共済金をお支払いするために特別な照会または調査（下表参照）が必要となる場合には、確認が必要な事項および確認を終えるべき時期を被共済者または共済金を受け取るべき方にお知らせし、その時期までに共済金をお支払いいたします。

### 【特別な照会や調査の事例】

特別な照会や調査の内容	共済金をお支払いする期限
① 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会	180日
② 専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における調査	60日
④ 日本国内において事実確認を行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

\*この規定は、平成22年4月1日以降に発生した事故であれば、「改正前約款」にて締結されたご契約についても適用されます。（経過措置）

\*共済金を支払い期限経過後にお支払いする場合には、期限を超えた期間について遅延利息をお支払いします。

#### 改定4 ■重大事由による解除が適用される場合をより具体化します。

共済契約者や被共済者が共済金の支払いをうけるために故意に損害を生じさせた場合や共済金請求について詐欺を行った場合など、共済契約者、被共済者または共済金受取人に、当組合との信頼関係を損ない、共済契約を存続することが困難となるような重大な事由があるときは、当組合が共済契約を解除できることとなります。(従来より規定されていましたが、保険法の条文に合わせ、具体的な内容とします。)

\*この規定は、「改正前約款」にて締結されたご契約についても適用されます。(経過措置)

#### 改定5 ■超過共済

共済契約締結時に「超過共済(共済金額が共済価額を上回っている)」状態であったことについて、共済契約者等が「善意」でかつ「重大な過失がない」場合は、共済契約者が超過部分を取り消す(始期日に遡って共済掛金の返還を請求する)ことができることとなります。

#### 改定6 ■共済の対象の価額が著しく減少した場合の共済掛金の返還請求

共済契約締結の後、共済の対象の価額が著しく減少した場合、共済契約者は将来に向かって、共済金額の減額および共済掛金の返還を請求できることとなります。

\*この規定は、「改正前約款」にて締結されたご契約についても適用されます。(経過措置)

#### 改定7 ■他の共済契約等がある場合の共済金の支払い(重複共済)

重複共済の場合、先に締結した契約を優先したり、各々の契約で支払うべき金額を按分したりすることなく、各共済・保険会社はそれぞれ独立責任額(他の契約がないものとした場合に、その契約で補償すべき損害額)の全額を補償することとなりました。

これにより、被共済者の共済金請求手続きが省力化されますが、受け取る共済金の総額は変わりません(複数の共済・保険会社に請求し、損害額以上の共済金支払いを受けられるものではありません)。

#### 改定8 ■時効(共済金請求権の消滅時効)が明記されました。

共済金請求権にかかる消滅時効期間について、商法の『2年』から保険法の『3年』に延長されました。これにより、当組合でも、約款上に共済金請求権にかかる消滅時効期間『3年』を明記いたしました。

#### 改定9 ■約款の表現の平明化および文言の改定

これまでの難解な文章表現を改め、用語の定義を約款の冒頭に記載し、わかり易くいたします。これまで使用していた「共済の目的」は「共済の対象」に、「構内」は「敷地内」に文言を改定いたしました。

### 群馬県火災共済協同組合へのお問い合わせは

(ご相談・苦情・事故等の連絡)

【電話】 027-254-5711

【受付時間】 9:00~17:00(月~金)

(祝日を除きます。)